	第２５回中城村農業委員会会議（総会）議事録 １．招集年月日　　令和７年９月２６日（金） ２．招集の場所　　中城村役場会議室２－３（２階会議室） ３．開 催 日 時　　令和７年９月２６日　　１４時００分から１７時００分 ４．出 席 委 員 　　１番　比嘉　盛安（会長） 　　２番　花城　康樹（会長職務代理者） 　　４番　比嘉　康雄　　５番　小橋川達則 　　６番　屋良　照枝 ５．欠 席 委 員 　　３番　川田　哲也 ６．議 事 日 程 　第１　会期について 　第２　議事録署名人及び書記の指名について 　第３　主要業務報告 　第４　案　件 　　議案第８２号　農地法第３条の規定による許可申請について 　　議案第８３号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について 　　議案第８４号　非農地証明交付申請の承認について 　　報告第１７号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について ７．出 席 職 員 　事務局長　仲村　武宏 　農政係長　山下　大作 ８．会議の概要
議長（会長）	第25回農業委員会総会を開会します。 会期についてでありますが、本日１日のみでよろしいでしょうか。 「異議なし」の声あり
議長（会長）	１日ですね。 議事録署名人は、２番の花城さんと６番屋良さんお願いいたします。書記の指名は山下係長でお願いします。 それでは、主要業務報告をいたします。 ９月10日　農業会議常設審議会、南風原町です。 ９月11日　サトウキビの講習会。沖縄市登川農民研修センターです。 ９月12日　農地利用状況調査　当間、安里、奥間、津覇地区 ９月15日　農地利用状況調査　当間、安里、奥間、津覇地区 ９月24日　第5回土地利用検討委員会、役場３階大会議室 　　午後から、第25回農業委員会総会事前打合せ。 ９月26日　第25回農業委員会総会 主要業務報告は以上です。

	それでは、案件に移ります。議案第82号、議案第83号、議案第84号まで一括して事務局よりご説明をお願いします。
事務局長	お疲れさまです。それでは、お配りした資料に沿って説明いたします。 （議案第82号を議案書をもとに朗読） 続きまして議案第82号について補足説明をいたします。 １番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るために譲渡人より申請地の権利を取得するものであります。 この申請人が確保する農業機械等の導入台数４台、農作業従事日数335日、営農計画（作目：マンゴー及びその他果樹）等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計8,794㎡です。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。 よって、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと思われます。 次に２番は、譲受人が新規に農業参入を図る為に、譲渡人より申請地の権利を取得するものであります。 この申請人が確保する農業機械等の導入台数０台ですが、農作業従事日数150日、営農計画（作目：野菜）であり、取得する面積等から見て効率的な利用が可能で、また農地取得後の農業経営面積は合計394㎡です。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。 よって、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと思われます。以上になります。 続きまして５ページをお開きください。 （議案第83号を議案書をもとに朗読） 次に議案第83号についての補足説明をいたします。 １番は、譲受人が申請地に一般住宅を建築するために、譲渡人より申請地の権利を取得し、転用するものであります。 申請地は、農用地区域内にある農地以外の農地のうち、市街地の区域内にある農地です。また、上下水道が整備された沿道の区域にあり、半径おおむね500m以内に公共的施設が２施設あります。転用による農地の集団性への影響は軽微であり、今後の農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第２の１の（１）のエの（ア）のａの（ａ）、第３種農地に該当するものと判断され、転用する面積も妥当と思われます。 次に、２番、３番、４番は譲受人が同一人ですので、一括して補足説明をいたします。 ２番、３番、４番は、譲受人が申請地を資材置場として利用するために、譲渡人より申請地の権利を取得し、転用するものであります。 申請地は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する10ha未満規模の小集団の農地の区域にあり、申請地は縁辺部に位置し、農地の集団性への影響は軽微であり、今後の農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第２の１の（１）のオの（ア）の

	ｂ、第２種農地に該当するものと判断されます。また、転用する面積も妥当であり、他に代替する土地等もありません。なお、当該地は３番及び４番と一体利用の同時申請となります。 次に９ページをお開きください。 （議案第84号を議案書をもとに朗読） 次に議案第84号についての補足説明をいたします。 ここも１番から４番について、身内の申請でありますので、一括して説明いたします。 １番、２番、３番、４番の非農地証明でありますが、申請地は、20年以上耕作放棄され、今後も農地として利用することは困難であり、農地行政上も特に支障がないことから、現況証明・非農地証明取扱要領（平成23年３月15日農政第2121号改正）第２条第２項ウに該当すると思われ、農地法第２条に規定する農地又は採草放牧地でないことの証明が妥当だと思われます。以上になります。
議長（会長）	案件の説明が終わりました。休憩を取って現場視察に行きたいと思います。 休憩いたします。 （　休　憩　）
議長（会長）	再開いたします。
議長（会長）	案件の説明が終わりました。休憩を取って現場視察に行きたいと思います。 休憩いたします。 （　現　地　調　査　）
議長（会長）	再開いたします。 議案第82号　農地法第３条の規定による許可申請に対する意見について審議に入ります。ご質問等ありましたら、挙手をお願いします。 「進行」の声あり
議長（会長）	進行の声があります。進行いたします。 どなたか。４番どうぞ。
４番	議案第82号　農地法第３条の規定による許可申請についてでありますが、事務局より議案の説明を受けて、先ほど現地も確認してまいりました。１番については、譲受人が農業経営の規模拡大を図るためということで、作物がマンゴーその他果樹、２番は新規に農業参入するために申請地の権利を取得するということで、本員は許可したいと思います。
議長（会長）	ただいまのご意見に異議ございませんか。

	「異議なし」の声あり
議長（会長）	異議なしでありますので、議案第82号については許可といたします。 続きまして議案第83号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について審議に入ります。ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。
	「休憩」の声あり
議長（会長）	休憩いたします。
	（　休　憩　）
議長（会長）	再開いたします。 ２番どうぞ。
２番	議案第83号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見についてですが、事務局より提案理由の説明も受けまして、現場確認もいたしました。１番は住宅街というところで問題はないと思いますし、２番、３番、４番も国道沿いということで、本員は許可相当としたいと思います。
議長（会長）	ただいまのご意見に異議ございませんか。
	「異議なし」の声あり
議長（会長）	異議なしでありますので、議案第83号については許可相当といたします。 続きまして議案第84号　非農地証明交付申請の承認について審議に入ります。
	「進行」の声あり
議長（会長）	進行の声があります。進行いたします。 どなたか。６番どうぞ。
６番	議案第84号　非農地証明交付申請の承認についてですが、先ほど事務局から説明もありましたし、休憩を取って現場も見ました。１番、２番、３番、４番とも、明らかに長いこと放置されて、耕作されていないということも明白に見えましたし、非農地証明願を本員は承認したいと思います。
議長（会長）	ただいまのご意見に異議ございませんか。
	「異議なし」の声あり
議長（会長）	異議なしでありますので、議案第84号については非農地証明交付、承認といたします。 続きまして、報告第17号について、事務局より説明をお願いします。

事務局長	13ページをお開きください。 （報告第17号を議案書をもとに朗読） 報告第 17 号について説明いたします。 市街化調整区域の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第４条第１項及び第５条第１項に規定される許可は不要とされているもので、今回は５条の届出が２件ありました。内容は記載のとおりで、添付資料も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、報告いたします。以上です。
議長（会長）	ありがとうございました。総会について審議事項と報告事項はこれで終了となります。 これで第25回農業委員会総会を閉会いたします。 閉会１７時００分 中城村農業委員会規則30条第２項の規定によりここに署名する。 中城村農業委員会会長　　比　嘉　盛　安 議事録署名人 ６番委員　　屋　良　照　枝 議事録署名人 ２番委員　　花　城　康　樹